

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

(廢 止 ・ 縮 減)

No	1		府 省 庁 名	復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）			
見直し項目名	被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置の縮減・延長			
見直し内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成 23 年度分の固定資産税等について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（被災住宅用地）について、当該土地を住宅用地とみなす固定資産税等の特例を適用する。 ・見直しの内容 現在、当該被災住宅用地については、平成 24 年度から令和 8 年度までの各年度に係る賦課期日において、住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合には、当該土地を住宅用地とみなして、住宅用地の特例を適用する特例措置を受けることができることとなっているところ、当該被災住宅用地を福島県内のものに限定した上で、適用期限を 3 年間延長し令和 11 年度までとする。なお、適用対象外となる地域においては、従前の取扱いが継続されるよう令和 10 年度までの 2 年間の経過措置を設ける。			
関係条文	地方税法附則第 56 条第 1 項から第 9 項			
増収 見込額	[平年度] + 9 2 2 (▲ 1 , 3 9 8) [改正増減収額] (単位：百万円)			
廃止 又は 縮減の 理由	東日本大震災から 15 年あまりが経過し、被災地の復興は着実に進捗してきている一方、福島県については、原子力災害に伴う避難指示等により、今なお多くの住民は長期にわたる避難生活を余儀なくされていることから、被災者の負担を軽減するため、引き続き支援する必要がある。そのため、被災住宅用地を福島県内のものに限定した上で、適用期限を 3 年間延長し令和 11 年度までとする。 なお、適用対象外となる地域においても、令和 10 年度までは、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。			